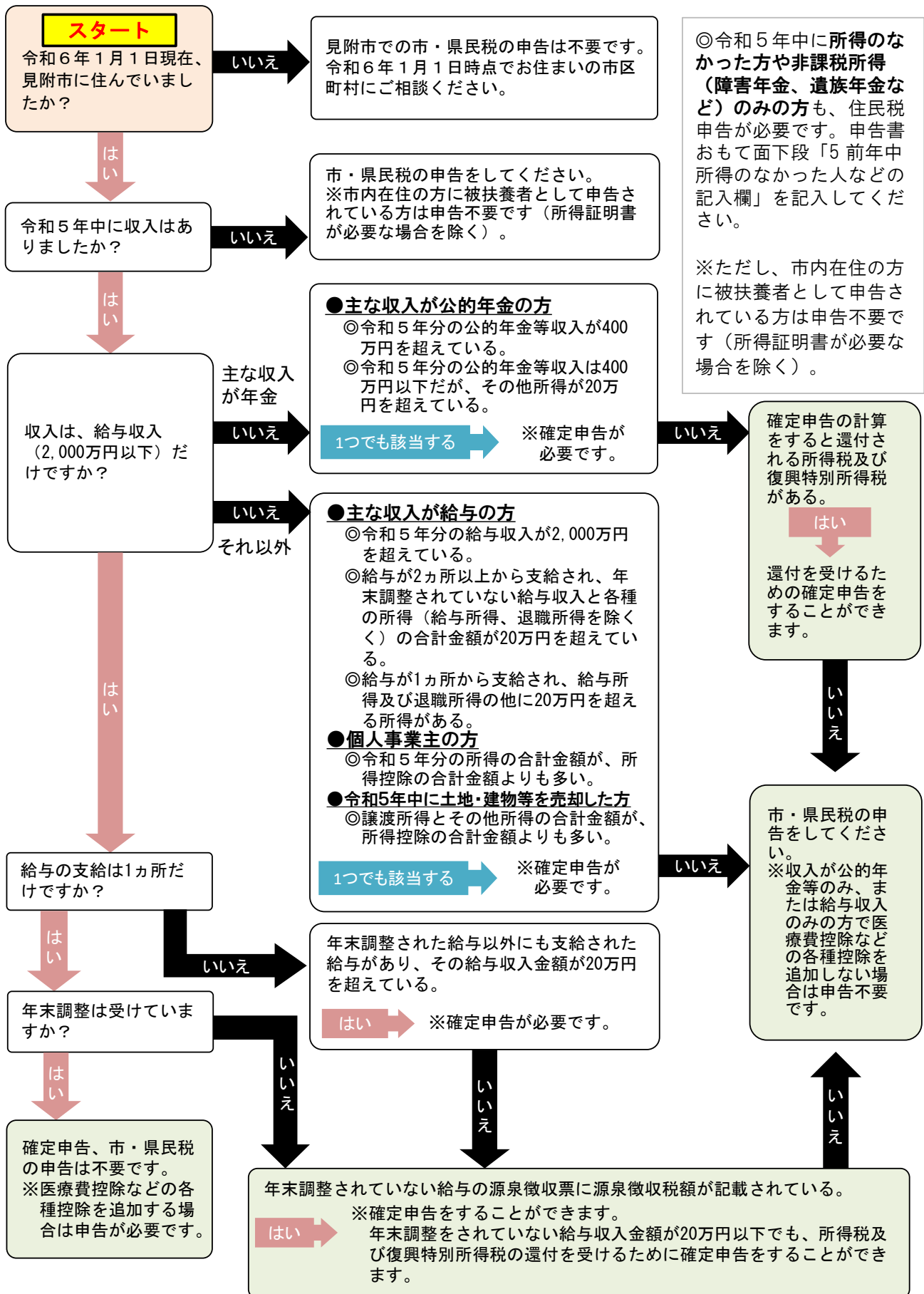


市民税・県民税申告フローチャート

この図は、一般的な事例をもとに作成したものです。市民税・県民税は1月1日現在にお住まいの市町村から課税されます。



◎令和5年中に**所得のなかった方**や**非課税所得**（障害年金、遺族年金など）のみの方も、住民税申告が必要です。申告書おもて面下段「5前年中所得のなかった人などの記入欄」を記入してください。

※ただし、市内在住の方に被扶養者として申告されている方は申告不要です（所得証明書が必要な場合を除く）。